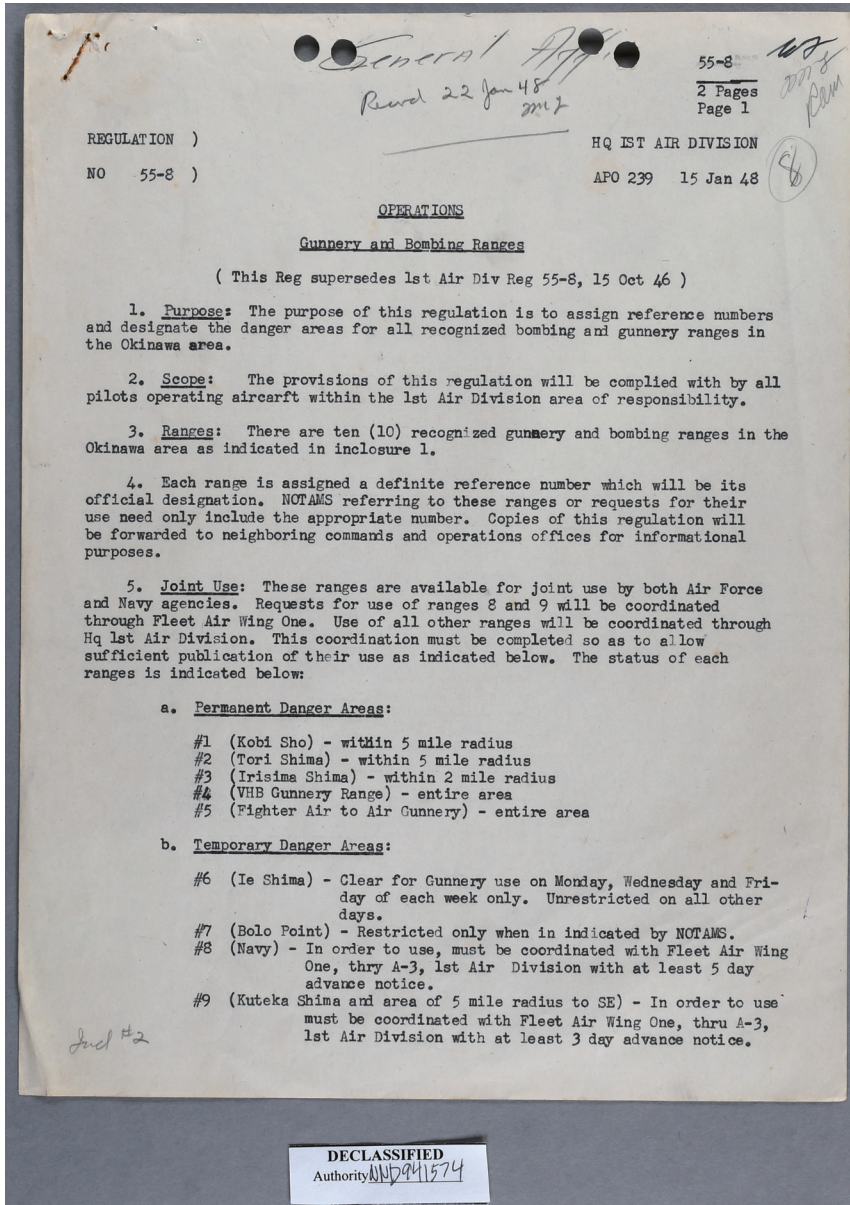


時代区分Ⅳ (2)-①久場島の射撃演習場指定関連資料

久場島が米軍の射撃演習場に指定されていることがわかる資料

No.50 [作戦:射撃・爆撃演習場(第1航空師団規定55-8の改正)]

報H28/P34 [1948年(昭和23年)1月15日]



※画像は米国国立公文書館所蔵の原資料から作成

資料概要

この資料は、1946年(昭和21年)10月15日付の第一航空師団司令部の規定「55-8」を改正するとして1948年(昭和23年)1月15日付文書。

永久危険区域として「コビ礁」(尖閣諸島久場島)など5か所の区域を、暫定危険区域としてイエシマ(伊江島)など4か所の区域を指定することなどを規定する文書。

内容見本

1. 目的: 沖縄地区における公認の爆撃・射撃演習場すべてに照会番号を付与し、危険地区を指定することを目的とする。

(略)

- a. 永久危険区域:
#1(コビ礁) -半径5マイル内
(略)
- b. 暫定危険区域:
#6(伊江島) - (略)

作成年月日	[1948年(昭和23年)1月15日]
編著者	第一航空師団司令部
発行者	-
収録誌	Personnel: Okinawan.
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有(マイクロフィルム)
所蔵機関	沖縄県公文書館(原本所蔵:米国国立公文書館)
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う